



# 鳥取県公報

平成12年10月3日(火)  
第7220号

毎週火・金曜日発行

## 目次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任（耕地課）…………… 1
	土地改良事業の協議の適否の決定（4件）（ 〃 ）…………… 1
	保安林の指定（森林保全課）…………… 3
	保安林の指定の解除予定（2件）（ 〃 ）…………… 4
◇ 調達公告	公募型指名競争入札の実施（管理課）…………… 4
	一般競争入札の実施（会計課）…………… 7
◇ 正 誤	平成12年8月22日付鳥取県告示第495号中訂正…………… 9
	平成12年8月22日付鳥取県告示第496号中訂正…………… 9
	平成12年9月5日付鳥取県公報第7212号中訂正…………… 9

## 告 示

### 鳥取県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 退任した役員の氏名及び住所

監 事 高 橋 英 紀 米子市尾高1158  
 〃 河 合 肇 西伯郡岸本町岸本294  
 〃 梅 林 喜 男 米子市石州府441

平成12年4月30日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

監 事 高 橋 英 紀 米子市尾高1158  
 〃 河 合 肇 西伯郡岸本町岸本294  
 〃 梅 林 喜 男 米子市石州府441

平成12年5月1日就任 任期4年

### 鳥取県告示第560号

鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業東郷地区農道整備）の協議については、審査した結果適当と決

定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年10月4日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第561号**

鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業東郷地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年10月4日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第562号**

鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業東郷地区暗きょ排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年10月4日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第563号**

溝口町が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業上野地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年10月4日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

溝口町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第564号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林の所在場所

西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ二1333の2

## 2 指定の目的

潮害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、淀江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**鳥取県告示第565号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字智頭字新田2452の2・2457の2・2461の2・2463の2・2464の2（以上5筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字智頭字瀧谷下モ平1238の1・1240の3（以上2筆国有林）、1238の2・1240の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。〕
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**鳥取県告示第566号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字尾見字大谷506の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

---

**調 達 公 告**

---

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年9月22日付鳥取県公報7217号中調達公告公募型指名競争入札の実施（一般県道赤碓東郷自転車道線大規模自転車道整備工事（加勢蛇橋上部工）に係るものに限る。）は、廃止する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般県道赤碓東郷自転車道線大規模自転車道整備工事（加勢蛇橋上部工）
- (2) 工事場所 東伯郡東伯町大字逢束
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般県道赤碓東郷自転車道線の橋りょう上部工を架設する工事である。

### (4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設

設計荷重： 群集荷重

上部工型式： プレテンションホロー桁<sup>け</sup>及びポストテンションセグメントホロー桁<sup>け</sup>

橋 長： L=105.0m

支 間 長： 12.9m+31.5m+31.5m+29.1m

幅 員： 全体 W=5.00m

平面線形： 直線橋

架設工法： クレーン架設及び架設桁<sup>け</sup>架設工法

### (5) 工 期 平成12年11月から平成13年3月25日まで

### (6) 予定価格 108,071,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木

工事における総合点数が1,070点以上であること。

カ 平成12年10月3日（火）から同月13日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級又は二級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ）監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（3）共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成3年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ（2）のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年10月3日（火）から同月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

（2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

（2）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されらるゝとは限らない。

（3）技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

（4）工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

ア イオンプレーティング装置 一式

イ 音響拡散解析装置 一式

### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成13年2月28日（水）

### (4) 納入場所

鳥取市若葉台南七丁目1-1 鳥取県産業技術センター

### (5) 入札方法

(1)のア又はイごとに入札に付する。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成12年10月3日（火）から同年11月13日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

## 4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成12年10月10日(火)午後1時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年11月13日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札の受領期限は、平成12年11月13日(月)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成12年10月30日(月)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① 1 Set of 1 on Plating Equipment

② 1 Set of Sound Diffusion Analysis Equipment

(2) October 30, 2000 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation



- (3) November 13, 2000 1:30 PM: Time-limit for submission of tenders  
November 13, 2000 Noon: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Please Contact: Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220  
Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL: 0857-26-7432

---

正 誤

---

平成12年8月22日付鳥取県告示第495号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
7	18から24まで	日野郡日南町福神	日野郡日南町神福

平成12年8月22日付鳥取県告示第496号（災害危険区域の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
8	2	鳥取県建築基準条例	鳥取県建築基準法施行条例
10	39から44まで	日野郡日南町福神	日野郡日南町神福
11	1	〃	〃

平成12年9月5日付鳥取県公報第7212号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から15	鳥取県告示第516号	鳥取県告示第517号
〃	下から4	鳥取県告示第517号	鳥取県告示第518号
2	10	鳥取県告示第518号	鳥取県告示第519号
〃	28	鳥取県告示第519号	鳥取県告示第520号
〃	33	鳥取県告示第520号	鳥取県告示第521号
3	4	鳥取県告示第521号	鳥取県告示第522号